

## 第82号議案

品川区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年10月27日

品川区長職務代理者

品川区副区長 桑 村 正 敏

品川区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

品川区子どもの医療費の助成に関する条例（平成4年品川区条例第38号）

の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「、次に掲げる要件を備えている子どもを養育している者」を「、子どもを養育している者および高校生等本人（何人からも監護されておらず、区長が必要と認める高校生等をいう。以下同じ。）であって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を備えているもの」に改め、同項各号を次のように改める。

### (1) 子どもを養育している者 次に掲げる要件

ア 養育している子どもが品川区内に住所を有すること。

イ 養育している子どもが、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者または規則で定める社会保険に関する法令（以下「社会保険各法」という。）の規定による被扶養者もしくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者であって子どもを養育している者に監護されているものであること。

ウ その世帯において生計を主として維持する者であること。ただし、区

長が必要があると認めるときは、この限りではない。

(2) 高校生等本人 次に掲げる要件

ア 品川区内に住所を有すること。

イ 国民健康保険法または社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者であること。

ウ 世帯において生計を主として維持する者または世帯において生計を主として維持する者ではないが婚姻しており当該高校生等本人を監護していた者と別居しているものであること。

第3条第2項各号列記以外の部分中「子ども」の次に「または高校生等本人」を加え、同項第4号を削る。

第4条第1項中「(高校生等にあつては、入院に係るものに限る。)」を削る。

第5条第1項中「児童に係る医療費の助成を受けようとする」を削り、同条第2項中「児童」を「子ども」に改める。

第6条第1項中「児童に係る」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第7条第1項および第2項中「児童に係る」を削る。

付 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第3条、第4条第1項、第5条、第6条ならびに第7条第1項および第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養

に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 改正後の品川区子どもの医療費の助成に関する条例の規定に基づく医療費の助成について必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

(説明) 高校生に係る助成の範囲を拡大し、外来に係る医療費を助成の対象とする必要がある。